

学校法人徳洲会役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(目的)

第 1 条 この規程は、学校法人徳洲会（以下「法人」という。）の役員及び評議員の報酬等並びに費用の支給について定めることを目的とする。

(定義等)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、寄附行為第 5 条第 1 項に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、寄附行為第 5 条第 2 項に基づき置かれる者をいう。
- (3) 役員等とは、役員と評議員を併せていう。
- (4) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (5) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤以外の者をいう。
- (6) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わず、費用とは区分されるものとする。
- (7) 費用とは、職務の執行に伴い発生する旅費等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第 3 条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬を支給する。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

- (1) 常勤の理事各々の報酬の額は、評議員会が定める基準に基づき、理事会の議決により決定するものとする。
- (2) 非常勤の役員等に対する報酬の額は、別表に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第 4 条 報酬等の支給については、法令に基づいて報酬から控除すべき税金等を控除し、その残額を本人に支給する。

- 2 常勤の理事に対する報酬は、毎月 28 日（この日が休日の場合は、直前の休日でない日）（以下「報酬支給日」という。）に支給する。
- 3 非常勤の役員等に対する報酬は、支給要件が発生した日の翌月の報酬支給日に支給する。この場合、本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。

(費用)

第 5 条 費用については、請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。

- 2 役員等が出張する場合の旅費については、別に定める。

(報酬の支給期間)

第 6 条 新たに常勤理事に就任した者には、その月から当該理事の区分に応じた報酬を支給する。

- 2 常勤理事が退任し、又は解任された場合は、その月までの報酬を支給する。

(雑則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて理事会が行う。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表 (非常勤役員等の報酬額)

(理事)

	日 額
理事会への出席	50,000 円
上記のほか、法人業務のための出勤	50,000 円

(監事)

	日 額
理事会への出席	50,000 円
上記のほか、監査業務のための出勤	50,000 円

(評議員)

	日 額
評議員会への出席	50,000 円
上記のほか、法人業務のための出勤	50,000 円